

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年10月15日
【発行者名】	岡三アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉野 俊之
【本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲二丁目8番1号
【事務連絡者氏名】	田中 利幸
【電話番号】	03-3516-1432
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	丸福アドバンテージオープン
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	3,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当なし

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年9月10日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありますので、本訂正届出書を提出するものです。

有価証券届出書の訂正届出書の提出理由は、以下のとおりです。

平成22年9月11日に公告を行い、信託期間を10年間延長するための投資信託約款の変更の手続きを行っていましたが、平成22年9月11日から平成22年10月12日までの受益者による異議申立期間において、ファンドの投資信託約款の変更に異議を申立てた当該ファンドの受益者に帰属する受益権の合計口数が、平成22年9月11日現在の当該ファンドの受益権総口数の2分の1を超えることがなかったため、投資信託約款の変更の届出を平成22年10月14日に行っており、平成22年11月11日から適用します。

2【訂正の内容】

下線部_____は訂正部分を示します。

第二部【ファンド情報】

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

[訂正前]

(略)

(3)【信託期間】

信託期間は、平成13年6月27日から平成23年6月24日までとします。

ただし、後述の(5)[その他]信託契約の解約（繰上償還）の規定により信託を終了させる場合があります。

当ファンドは、信託期間を10年間延長するための投資信託約款の変更を、平成22年11月11日に実施する予定です。

上記の投資信託約款の変更を行うために、投資信託約款第53条および第54条の規定にしたがい、所要の手続きを平成22年9月11日より開始いたします。

なお、投資信託約款の変更を行うこととなった場合には、当ファンドの信託期間は、平成33年6月24日までとなります。

(4)【計算期間】

計算期間は、毎年6月27日から翌年6月26日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、平成23年6月24日とします。

前掲の投資信託約款の変更を行うこととなった場合には、当ファンドの最終計算期間の終了日は、平成33年6月24日とします。

(略)

[訂正後]

(略)

(3)【信託期間】

信託期間は、平成13年6月27日から平成23年6月24日までとします。

ただし、後述の(5)[その他]信託契約の解約（繰上償還）の規定により信託を終了させる場合があります。

なお、平成22年11月11日以降は、以下のように変更します。

信託期間は、平成13年6月27日から平成33年6月24日までとします。

ただし、後述の（5）「その他」信託契約の解約（繰上償還）の規定により信託を終了させる場合があります。

（4）【計算期間】

計算期間は、毎年6月27日から翌年6月26日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、平成23年6月24日とします。

また、平成22年11月11日以降は、以下のように変更します。

計算期間は、毎年6月27日から翌年6月26日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、平成33年6月24日とします。

（略）